



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士のお仕事紹介～商業登記編③ まとめてお得！ 商業登記編（前編）～



こんにちは。司法書士の粒来です。

先月号では、会社の設立にかかる登録免許税の負担とその軽減方法についてご紹介しました。

しかし、商業登記で登録免許税の負担が大きいのは、会社設立の場面に限った話ではありません。

最も登記する機会の多い役員変更こそ1回あたり1万円で済みますが（資本金1億円以下の場合）、それ以外の場合、登記する事項ごとに3万円かかるというのが多いパターンです。

たとえば、ある会社に本店の移転と事業目的の変更があった場合、登記をする際の登録免許税は3万円×2＝6万円となります。これに役員変更が加われば＋1万円で、登録免許税だけで7万円かかります。多くて年数回程度とはいえ、特に小規模な会社においては、登記のたびに数万円というのは馬鹿になりません。このような商業登記の登録免許税の負担を軽減する方法が、今回の記事のテーマです。

どういうことか、事例でご説明します。

【事例】

資本金100万円の「株式会社A」という会社で、次の出来事がありました。

- (1) 令和3年4月10日 取締役Aさんが辞任
- (2) 令和3年4月16日 株式会社Aには監査役を置かないこととし、同時に監査役Bさんが退任
- (3) 令和3年4月23日 会社名を「株式会社A」から「株式会社C」に変更

上記の(1)～(3)の登記を順次3回で申請した場合、登録免許税の金額は

- (1) で1万円（役員変更）
- (2) で3万円（監査役設置会社の定め変更）＋1万円（役員変更）＝4万円
- (3) で3万円（商号変更）

の合計8万円となります。負担が大きいですね。

しかしこの事例、実はある簡単な工夫をすることで、登録免許税が半額の4万円で済むのです。

ということかという。。。。

長くなったので、続きは来月号でご紹介します（´_ゝ`）

お楽しみに！



民事法律扶助制度

新型コロナウイルス感染症の影響により多額の負債を抱えたことにより、法的手続をご検討なさっている方もいらっしゃるかと思います。

しかし、「司法書士や弁護士などの専門家に相談したいが費用が心配」ということもあると思います。そのような時に日本司法支援センター（法テラス）が定める一定の条件を満たしている場合は、民事法律扶助を利用して、法的手続を行うことができます。

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、法テラスが無料相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。

借金問題を解決する債務整理手続に関しても、民事法律扶助を利用して手続を進めることができます。中でも自己破産手続を選択される方は経済的に余裕のない方が多く、当事務所で自己破産手続を行う方は、法テラスの民事法律扶助を積極的に利用しております。

自己破産申立ての場合、司法書士費用として10万5000円（実費含む）が法テラスから立て替えて支払われ、その後は毎月5000円を法テラスに対して返済していくこととなります。司法書士費用は10万5000円以外にはかかりません。当事務所の司法書士は法テラスと契約を交わしており、民事法律扶助の資力基準に該当する依頼者については、積極的に法テラスの民事法律扶助を利用しております。

民事法律扶助の利用条件は以下のとおりです。

- ① 資力が一定額以下であること
- ② 勝訴の見込みがないとは言えないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適合すること

例えば、単身者の場合、収入が18万2000円以下であるなどの一定の収入基準を満たす必要があります。なお、家賃、住宅ローン、医療費、教育費の出費がある場合は一定額が考慮されますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていない状況が続いており、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者にも多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ております。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317（相談無料）

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーティション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

